

学支貸給総第 209 号

令和 8 年 7 月 29 日

大 学 長
短 期 大 学 長
各 高等専門学校長 殿
専 修 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する
給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する者について、給付奨学生【家計急変採用】及び貸与奨学生【緊急採用・応急採用】の推薦を受け付けますので、学生に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【熊本県】10市10町1村	7 月 28 日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

※ 適用地域の追加については、「奨学金業務に関する事務連絡」（スカラ AC で通知）及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

2. 給付奨学金【家計急変採用】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、随時奨学生の推薦を受け付けます。推薦の取扱い、各「奨学事務の手引」を参照願います。詳細は、学校担当者用ホームページでご確認ください。

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/kinkyu/1210263_3132.html

3. JASSO災害支援金

学生又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は本機構ホームページでご確認ください。<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

【お問い合わせ先】

●家計急変採用、緊急採用・応急採用に関すること
(学校担当者専用)

貸与・給付部 特別採用課 家計急変係

電話番号：03-6743-3819

(平日 8 時 30 分～18 時 15 分)

●JASSO 災害支援金に関すること

政策企画部 広報課

寄附金室 JASSO 災害支援金担当

電話番号：03-6743-3185

(平日 9 時 ～ 17 時 30 分)

※本通知はスカラAC及び学校担当者用ホームページ掲載によりお知らせしております。